

球磨村社会教育施設整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、村内の集落や各地区（以下「団体」という。）において、地域学習センター・地区公民館等（以下「社会教育施設」という。）の整備に係る諸経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、球磨村補助金交付規則（平成3年球磨村規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象経費及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率は次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付を受けて事業をしようとする団体は、事業実施申請書（別記第1号様式）を教育委員会を経由して村長に提出しなければならない。
- (2) 補助金の対象となる経費は、社会教育施設整備による建築、増改築等（電気工事、水道工事を含む。）に係る工事費及び設計監理委託料とする。ただし、備品購入費は除く。
- (3) その他、村長が特に認めた社会教育施設整備事業とする。
- (4) 補助率は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記第2号様式）に掲げる書類を添えて、教育委員会を経由し、村長が指定する日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 前条の申請があったときは、当該申請に係る書類審査及び現地確認調査により、補助金を交付することが適当であると認めたときは補助金の交付を決定する。

2 前条の規定により、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（別記第3様式）により通知するものとする。

3 補助金の交付を決定した申請者に対して、必要があると認めるときは、当該決定の内容に条件を付することができる。

(変更申請)

第5条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、補助金交付申請の内容を変更する場合、又は事業を中止しようとするときは、補助金変更（中止）申請書（別記様式第4号）を教育委員会を経由して村長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、速やかに実績報告書（別記第5号様式）に掲げる書類を添えて、教育委員会を経由して村長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 前条第2項の規定により、確認検査の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取り消し)

第8条 補助金の交付決定を受けた者が、次の各号の一つに該当した場合には、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(補助金の返還)

第9条 前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、その補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の確定)

第10条 補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書（別記第6号様式）により行う。

(補助金の請求)

第11条 補助金の請求書（別記第7号様式）により、教育委員会を經由して村長に提出しなければならない。

(準用規定)

第12条 球磨村文化財保護条例（昭和48年条例第2号）第4条及び第28条に規定する村指定文化財の保存修理事業については、この要綱に準ずるものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(規定の失効)

2 別表第4項の規定は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(別表)

内 容	補助額
社会教育施設（地域学習センター・地区公民館）の改修等	50%以内 上限額100万円
社会教育施設のバリアフリー化「スロープ等の設置、トイレの洋式化等」に係る改修	80%以内 上限額100万円
災害により被災した社会教育施設の建替え・改修等	80%以内 上限額400万円
社会教育施設の照明のLED化（LEDの交換は除く）	50%以内 上限額10万円

※補助額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。